

# 令和7年度重要事項説明書

(令和7年度12月1日改定)

## 1. 施設の概要、目的及び運営の方針について

### ◆ 施設の概要

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 ひまわり幼稚園
- (2) 所在地 鹿児島市東谷山3丁目31番13号

- ◆ 施設の目的 学校法人カトリック学園が設置する幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園（以下「本園」という）は、認定こども園として教育並びに保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を整え、心身の発達を援助すると共に、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。（\*「園則」第1条参照）

- ◆ 運営の方針 本園は教育基本法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他の関係法令及び関係条例を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。（\*「園則」第2条参照）

## 2. 提供する教育・保育の内容

本園は、平成30年度4月より幼保連携型認定こども園としてスタートし、カトリックの精神を基に子どもの人格を尊重し、一人ひとりの心の育ちに寄り添いながら相手を思いやる心、自分を律する心、感謝と信頼の心を育て様々な体験を通して命の大切さを学び、生きる力を養えるように導いていくことを目指します。

幼児期の大切な時期に、自由と選択を実践できる環境を設定し、さらに挑戦する意欲と集中力を養うためモンテッソーリ教育指導法を導入しています。また、自分で考え学ぶ力を育て、自力でやり遂げる自立心と間違いや失敗を乗り越えていく修正力を育てます。（\*園則第5条参照）

食育においては、管理栄養士が作成した献立により自園調理にて提供します。各家庭には、献立表を配布しお知らせします。

アレルギー等がある場合は、必要に応じて管理栄養士・担任と面談を行い、ご相談の上、除去食を提供する等の対応を取ります。

### 3. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が、教育・保育を提供するに当たり配置する職員の職種及び職務の内容は次の通りとする。但し、職員の配置については、国の定める配置基準を下回らない人数とする。なお、職員数は、入所園児数により変動することがある。

#### 園長－1人

本園のカトリックの教育理念に基づいて教育及び保育の質の向上を図り、職員の資質の向上に取り組むと同時に、一体的な管理運営に専念する。

#### 主幹教諭－2人（保育部－1 幼稚園部－1）

教育課程及び保育課程に基づいて、副主幹教諭とその他の教諭、職員をまとめ、一致して園児に教育及び保育を実施する。

#### 副主幹教諭－1人（保育部－1 幼稚園部－0）

教育課程及び保育課程に基づいて、他の教諭、職員と協力、一致して園児に教育及び保育を実施する。

#### 保育教諭－20人以上

教育課程及び保育課程に基づいて、園児に教育及び保育を実施する。

#### 管理栄養士－1人

調理員と協力して献立に基づく調理業務を遂行し、食育に関する活動等を行う。

#### 調理員－数名

管理栄養士の指導の下、献立に基づく調理業務を行い、食育に関する活動を行う。

#### 用務・バス運転－2人

園内の施設、遊具、教具等の点検、安全管理に努め、また登降園のバス運行を安全に行う。

#### 事務職員－1人以上

園の運営管理に必要な事務処理或いは経理処理等を行う。

#### 園医－1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

#### 園歯科医－1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

#### 園薬剤師－1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持管理に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

#### 遊具施設安全点検－1人

遊具施設安全点検者は、遊具の安全確保のため、点検と発見されたハザードに対する措置等を取り、園児が安全に活動を行われるように点検を行う。

#### 4. 教育・保育の行う日及び時間

##### ◆ 「1号認定児」「2号認定児」「3号認定児」共通の休日について

- (1) 日曜日・祝日
- (2) 年末年始 12月29日～1月3日
- (3) 年度末・年度初めの移行期間 3月30, 31日, 4月1日

※入園式, 卒園式, 職員研修の時は、ご協力をお願いする場合があります。

##### ◆ 「1号認定児」のみの休日について

- (1) 土曜日
- (2) 創立記念日 5月1日
- (3) 行事による代休
- (4) 入園式(年少児以外は休日)・卒園式(年長児以外は休日)
- (5) 夏季休業 7月22日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月22日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月16日から3月31日まで
- (8) 学年始休業 4月1日から4月3日まで

##### ◆ 教育・保育の提供時間について

- (1) 教育標準時間 - 8:30～14:00 月曜日～金曜日 (1号児)
- (2) 保育標準時間 - 7:00～18:00 月曜日～土曜日 (2,3号児)
- (3) 保育短時間 - 8:30～16:30 月曜日～土曜日 (2,3号児短時間)

\*但し、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、本園が定める保育時間(11時間・8時間)を超えて開所時間(7:00～19:00)の間に延長保育を提供する。

◆ 「1号認定児」「新2号認定児」の「預かり保育」とその料金について

通常時

- (1) 対象 - 本園の在園児で、保護者の就労等により教育時間終了後、保育を必要とする園児とする。
  - (2) 預かり時間 - 8:00~8:30  
11:30~18:00 (午前保育時) /14:00~18:00
  - (3) 料金 - 50円/30分
- ※1号認定児、新2号認定児の延長保育は有りませんが、18時を超過した場合は150円/30分をお支払いいただきます。(渋滞、事故、病院受診等含む)  
なお、お迎えは時間厳守でお願いします。

長期休業中

- (1) 対象 - 本園の在園児で、保護者の就労等により長期休業中に保育を必要とする園児とする。
- (2) 預かり時間 - 8:30~18:00 /8:00~8:30 (早朝保育)
- (3) 料金 - 50円/30分

◎1号認定児のうち、両親の就労等、保育の必要性を認められる場合は、市に申請したうえで『新2号』の認定を受け、幼児教育保育の無償化に伴い、預り保育料金の一部が無償となります。

新2号児は、市が定めている額(450円×日数分)が無償化となります。  
補助単価は1日当たり450円を上限に、幼稚園の定めた利用料の範囲内。  
園で設定している料金との差額は、園にお支払いいただくこととなります。

◆ 「2号・3号認定児」の「延長保育」とその料金について

- (1) 時間 - 

標準時間
------

 18:00~19:00  

短時間
-----

 7:00~8:30 (早朝保育)  
16:30~18:00  
\*やむを得ない場合は18:00~19:00利用可。
- (2) 料金 - 150円/30分  
50円/30分 (早朝保育)
- (3) 延長保育をご利用の方は、事前に連絡してください。

## 5. 保育料とその他の費用等

本園においては園児の居住する市町村の条例が定める額の「基本保育料」のほかに、教育・保育の質の向上を図るため「特定保育料」及び「実費」は以下の通りです。

基本保育料	鹿児島市が定める利用者負担額（保育料）		毎月	全園児 (1,2号児は無償化)	
特定保育料	入園料 (施設協力費)	50,000 円	園舎等の施設整備・維持費用および教職員の資質向上や養成のための研修費用等に充当	入園時	1・2号児 (満3歳・3歳 全額免除)
	施設設備費	2,500 円	施設設備・備品購入費および冷暖房費等に充当	毎月	全園児
	教育教材費	2,000 円	モンテッソーリ教具を含む教育・保育教材費用に充当	毎月	全園児
実費徴収	給食費	(主食・副食)5,000 円 (主食のみ) 1,000 円	食育・給食の質の向上の為 ※市が定めた基準に該当する場合は副食費相当分が免除となり主食費のみの徴収となる	毎月	1号児
		(主食・副食)6,000 円 (主食のみ)1,200 円			2号児
	通園バス利用料	3,000 円	バス通園児の安全運行向上の為	毎月	1・2号児 (バス利用者)
	保護者会費	保護者会総会で決定した額	保護者会運営費用	毎月	全園児
	制服代	計 30,000 円程度 (但し金額は販売価格等により変動する場合があります)	園生活の質の向上 ◎制服, 体操服等	申込時	1・2号児
	用品代	計 12,000 円程度 (但し金額は販売価格等により変動する場合があります)	園生活の質の向上 ◎絵本, お道具箱等	申込時	全園児
	行事費	計 2,500 円程度 (行事ごとにお知らせする)	園生活の質の向上 ◎遠足バス代,人形劇観劇料等	行事毎	全園児 (行事参加者)
	卒園アルバム代	9,000 円程度	年長児のみ	年数回に分割	年長児
	その他	入園手数料	2,000 円	入園手続きにかかる諸費用	入園手続時
預かり保育 利用料		4 ページ記載	教育時間終了後の保育に対する利用料	利用時	1号児 (利用者)
延長保育 利用料		4 ページ記載	保育時間終了後の延長保育に対する利用料	利用時	2・3号児
一時預かり 利用料		1日 2,000 円	保育が必要な場合の一時的な利用料	利用時	在園児外 (0~5歳児)
一時預かり 利用料		計 32,000 円 (内訳) 保育料:25,000 円 施設設備費:2,000 円 給食費:5,000 円	年少々に入園内定の2歳児保育に対する利用料	毎月	在園児外 (2歳児)

◆次に該当する者は、その申請に基づいて入園料（施設協力費）を減免することができる。

1. 全日本私立幼稚園連合会加盟の幼稚園および認定こども園から転入する場合 全額免除
2. 満3歳・3歳で入園する場合 全額免除

## 6. 利用定員及び入退園手続きについて

◆ 本園の利用定員は、次の通りとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 90人
- (2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 41人
- (3) 保育時間の認定を受けた園児で満3歳未満の者のうち、満1歳以上の者 18人
- (4) 保育時間の認定を受けた園児のうち満1歳未満の者 6人

◆ 本園の利用については、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望に特別な事情があるとみなされ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

◆ 「1号認定児」の利用定員を超える入園申込みがあった場合、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- (2) その他の者、特に未就園児として当園と関わりの有った幼児を優先し、面接により選考したうえで、入園を決定する。

◆ 入園時に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。但し、保育認定を受けた者については、市町村が行う利用の調整に従い決定される。

◆ 転園、退園、または休園する「1号認定児」は、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出る。

◆ 本園を利用する「2号認定児」及び「3号認定児」が、次のいずれかに該当するとき、教育・保育の提供を終了する。

- イ) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- ロ) 教育・保育給付認定保護者から本園利用の取消しの申し出があったとき
- ハ) 市町村が本園の利用継続を不可能であると認めたとき
- ニ) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

## 7. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

本園は、安全かつ適切に質の高い教育・保育を提供するために、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例第 21 条及び認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定により、学校安全計画等を策定し実施するとともに、同法第 29 条第 1 項の規定により、事故防止及び災害対応マニュアルを作成し訓練等を行い安全体制を整備する。

- ◆ 事故発生時には、委員会を設置し、事故発生の状況及び事故に際して採った処置等について、記録するとともに、その原因を解明し振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- ◆ 本園は、食物アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応、処置に努める。
- ◆ 本園は、毎月一回、必ず消火訓練を行い、職員に対する研修を実施する。
- ◆ 事故発生に関して、必要に応じて保護者に周知、報告するとともに、死亡事故、治療に要する事故については、鹿児島市にも報告する。
- ◆ 緊急時の保護者への連絡方法は、電話連絡、メールシステムでの一斉配信とする。
- ◆ 全園児、引渡カードを作成し、緊急時の園児の引渡保護者を職員は把握し、年 1 回の引渡し訓練を行う。
- ◆ A E D 設置場所：職員室入口右側
- ◆ 最寄りの避難場所：カトリック谷山教会、鹿児島医療技術専門学校(谷山キャンパス)、東谷山福祉館、清和小学校
- ◆ 管轄の消防署：谷山分遣隊
- ◆ 管轄の警察署：南警察署

## 8. 要望・相談の受付

- ◆ 苦情解決責任者：(園長) 福留美智子
- ◆ 苦情受付担当者：(主幹) 藤田順子
- ◆ 衛生推進者：(主幹) 福彩音
- ◆ 第 3 者委員会：(評議員) 橋之口くるみ
- ◆ 受付方法：電話、書面等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。

## 9. 保険に関する事項

- ◆ 種類：園児傷害保険（損保ジャパン）・独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ◆ 内容：園児の保育時間中の事故に対する補償
- ◆ 補償：通院 日額 2,000 円 入院 日額 3,000 円

10. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- ◆ 本園の職員は、業務上、知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。
- ◆ 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- ◆ 療育施設等他の施設と連携し、利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- ◆ 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

# 同意書

幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園の入所にあたり、利用者に対して、『重要事項説明書』及び『園のしおり』を配布し、内容に基づいて重要な事項を説明しました。

## 【施設設置者】

所在地 鹿児島市東谷山3丁目31番13号  
施設名 学校法人カトリック学園  
幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園

代表者 園長 福留美智子

説明者 主幹 福彩音  
主幹 藤田順子

私は、配布された『重要事項説明書』及び『園のしおり』により、幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園についての重要事項の説明を受け、その内容について同意しました。

令和 年 月 日

## 【利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

園児名 \_\_\_\_\_

保護者 \_\_\_\_\_ 印

(利用園児との関係) \_\_\_\_\_